

医政発 1 2 2 5 第 8 号
平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

医師の労働時間短縮に向けた取組について

平素より厚生労働行政の推進に当たり格別の御理解を賜り、御礼申し上げます。

さて、厚生労働省においては、「働き方改革実行計画」（平成 2 9 年 3 月 2 8 日働き方改革実現会議決定）を受けて、「医師の働き方改革に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、医師に対する時間外労働規制の具体的な在り方、労働時間短縮策等について議論を重ね、本年 2 月には、「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」（参考 1。以下「緊急対策」という。）をとりまとめ、都道府県等を通じて周知し、医療機関に対し医師の労働時間短縮を行うよう求めてきたところです。

検討会では更に議論を重ね、医師の健康確保について、睡眠の重要性をエビデンスに基づき議論し、勤務医が一定の睡眠を確保できる労務管理の重要性が改めて確認されたことから、先日、検討会として医師の労働時間短縮に向けた取組の着実な実施を求める声明（別添「医師の労働時間短縮に向けて」）をとりまとめたところです。

各都道府県におかれましては、本声明とともに、緊急対策の趣旨及び内容について、改めて管内の医療機関に対して情報提供していただくとともに、緊急対策に示されている項目の迅速かつ着実な実施を引き続き促していただくよう、ご配意をお願い申し上げます。

また、本年 7 月に時間外労働の上限規制の導入等を柱とした「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成 3 0 年法律第 7 1 号。以下「改正法」という。）が成立し、平成 3 1 年 4 月以降、順次施行されることになり、改正法の内容を事業者に周知するため、参考資料等を活用し各都道府県労働局や都道府県等を通じて各種団体へ周知の依頼を行っているところです。

つきましては、改正法の円滑な施行のため、管内の医療機関に対し、改正法の周知を行っていただきたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、別紙の病院団体及び公益社団法人日本医師会宛てにも同内容を通知しておりますので、御了知願います。

別添 医師の働き方改革に関する検討会「医師の労働時間短縮に向けて」

別紙 病院団体リスト

参考 1 医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組（本文）

参考 2 日本医師会「医師が元気に働くための 7 ケ条」

参考 3 日本医師会「勤務医の健康を守る病院 7 ケ条」

参考 4 医療機関の管理者の皆様へ 「働き方」が変わります！！